

《別紙2》

## 経常調査員選考の基準

- ◎ 調査員は、民間人の中から、次の要件を考慮して選考する。
- ① 責任を持って調査の事務を遂行できる者であって、原則として20歳以上の者であること。  
調査員は、調査の趣旨・方法等を十分理解した上で、所定の期間内に担当調査区内の各世帯を訪問し実査活動を行い、終了後は調査票の検査及びマーク記入の事務を行うこととなるので調査員としての事務を十分に行い得る者であること。
- ② 秘密の保護に関し信頼のおける者であること  
世帯及び世帯員の諸属性を調査することとなるので、秘密の保護等について信頼のおける者であること。
- ③ 税務・警察に直接関係のない者であること。  
調査票が、徴税や犯罪調査の資料として利用されるのではないかという誤解が生じないようにするため、税の賦課徴収事務に直接関係する者や警察関係者などは避けること。  
(税務・警察に関係する臨時職員、嘱託職員も含む)
- ④ 選挙に直接関係のない者であること  
調査活動が選挙活動と誤解されないようにするため、被選挙者、選挙事務所の職員などは避けること。  
特に、調査期間前後に選挙が予定される場合は、立候補予定者、選挙運動員、その他特定候補者の応援活動を行う者などは避けること。